

## 1-5 日本森林学会学術大会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第1号に定める学術大会の運営を円滑に実施することを目的として定める。

(学術大会)

第2条 年次学術大会(以下、大会という。)は、会員による研究業績の発表のほか、一般を対象とした公開シンポジウムその他をもって開催する。

- 2 理事会は、学会賞受賞者講演会を大会期間中に実施する。
- 3 関連研究集会及び企業展示の機会を設けることができる。

(開催日程)

第3条 開催時期は、事業年度開始から3ヶ月以内とする。

- 2 開催に当たっては、地区にある森林・林業関係学会(以下、共催学会という。)と共催して行う。
  - (1) 北海道地区 北方森林学会
  - (2) 東北地区 東北森林科学会
  - (3) 関東地区 関東森林学会
  - (4) 中部地区 中部森林学会
  - (5) 関西地区 応用森林学会
  - (6) 九州地区 九州森林学会

(大会開催機関)

第4条 大会開催機関の決定は、以下の手順とする。

- 2 大会の開催については、過去の実績に基づき、原則として関東地区とその他の地区が交代で行う。
- 3 理事会は、3年後に大会開催が予定される地区を決定し、当該地区にある共催学会に大会開催機関の推薦を依頼する。
- 4 当該共催学会は、当該地区に所属する代議員と協議して大会開催機関及び開催会場を内定し、その結果を会長に報告する。
- 5 会長は、理事会の議をへて大会開催機関を決定し、その結果を当該地区の共催学会に通知するとともに、直近の総会に報告する。

(大会運営委員長)

第5条 当該地区の共催学会は、大会開催機関に所属する会員の中から大会運営委員長(以下、委員長という。)を理事会に推薦する。

- 2 理事会は、当該大会開催の2年前までに、委員長を決定し、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員長は、3年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。
- 4 会長は、次期委員長を理事候補として総会に提案する。

(大会運営委員会)

第6条 定款第61条第1号の大会運営委員会(以下、委員会という。)は、大会を開催し運営する。

- 2 委員会は、2年次にわたる大会にそれぞれ存在することから、その名称の前に回数を附して区分する。
- 3 委員長は、大会開催の1年半前までに委員会を組織し、委員会を構成する運営委員を選考し、理事会に報告する。
- 4 会長は、次期委員長からの報告を受けて、運営委員を委嘱する。
- 5 委員長は、委員会の重要な決定事項を、その都度、

理事会に報告しなければならない。

6 委員会に事務局を設置する。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、大会を運営するため、以下の事項を実施する。

- (1) 開催日時の決定及び会場の確保
- (2) 大会全体の事業計画とスケジュールの決定
- (3) 公開シンポジウムの企画
- (4) 大会収支見込の作成
- (5) 発表プログラムの編成
- (6) 「日本森林学会大会講演要旨集」(ISSN: 1349-8517)の刊行
- (7) 大会懇親会の開催
- (8) 大会報告及び収支報告の作成

2 前項第1号から第4号の事項は、大会開催1年前までに行い、総会に報告する。

(大会運営)

第8条 委員会は、大会の開催に当たって、施設、時間の面で、大会運営に必要な条件を備えた会場を選び、その運営をなるべく簡素なものにする。

2 委員会は、発表プログラム編成の最終責任を有し、発表者の希望を調整することができる。

3 委員会は、大会運営に必要な経費を、大会参加費等として参加者から徴収することができる。

4 委員会は、大会の開催準備に当たって、ウェブサイトを活用して会員に的確な開催情報の提供に努めなければならない。

(大会経理)

第9条 大会経理は、学会会計処理内規(以下、会計内規という。)に従って行う。

(大会経理出納責任者)

第10条 学会経理責任者は、委員長の推薦を得て、大会経理に関する出納責任者を定め、銀行口座を含む資金管理及び執行を行わせる。

2 出納責任者は、出納事務担当者を置くことができる。

3 出納責任者及び出納事務担当者はその任期を1年とし、当該大会が終了後、速やかに精算を行い、次期出納責任者に引き継ぎを行う。

(半期報告)

第11条 出納責任者は、年度の半期ごとに執行状況を経理責任者に報告しなければならない。

(内規)

第12条 委員会は、大会開催1年前までに、以下のことを定めた内規を理事会の決議を経て定める。

- (1) 大会における研究業績の発表形式
- (2) 委員会の事務局
- (3) 委員会の業務と任務分担

(規則の変更)

第13条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議を経て、定めるものとする。

附則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. 第3条第2項第6号の共催学会名は、九州支部の解散・移行に伴い決定される名称に変更する。
3. この規則は、平成27年5月28日から施行する。
4. この規則は、令和5年5月31日から施行する。